

京都市告示第430号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年10月31日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
栗田経19号線	東山区長光町640番地地先から 同町639番地地先まで	旧	メートル 8.00	メートル 6.10
		新	8.00	6.24
栗田経22号線	東山区三町目5番地の2地先から 同区长光町640番地地先まで	旧	57.50	7.23 ~ 9.00
		新	59.00	7.23 ~ 7.80
栗田緯11号線	東山区長光町644番地の1地先から 同町647番地地先まで	旧	11.00	4.00 ~ 11.05
		新	11.00	4.93 ~ 11.09

(建設局土木管理部道路明示課)